

各種講習会受講資格

・当支部で実施する講習会の受講資格は以下の通りです。

作業主任者技能講習関係(定員:各 100 名)

当支部では、一部免除の講習は地山掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習のみ実施しております。

講習名	受講資格
足場の組立て等作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 ・ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者。 ・ その他厚生労働大臣が定める者。
型枠支保工の組立て等作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 ・ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上型枠支保工の組立て等の作業に従事した経験を有する者。 ・ その他厚生労働大臣が定める者。
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	<p>(全講習)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 ・ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり若しくは腹おこしの取付け若しくは取りはずしに関する作業に従事した経験を有する者。 ・ その他厚生労働大臣が定める者。 <p>(一部免除講習者)</p> <p>上記の他、1級又は2級の土木施工管理技術検定に合格した者。</p>
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。 ・ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者。 ・ その他厚生労働大臣が定める者。
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者。 ・ 学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者。 ・ その他厚生労働大臣が定める者。

運転技能講習関係(各講習最低 30 名以上集まり次第実施)

当支部では一部免除講習のみの実施となります。

講習名	受講資格	講習時間
3t以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転	<p>建設機械施工技術検定のうち、1 級合格者で実技においてトラクター系若しくはショベル系を選択しなかった者及び 2 級の第 4 種から第 6 種の合格者。次の各項目のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大型特殊自動車免許を有する者。 2. 大型、中型又は普通自動車免許者で、次のいずれかの特別教育を修了し 3 月以上運転の業務経験を有する者 <ul style="list-style-type: none"> ・3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用若しくは解体用) ・最大積載量 1t 未満の不整地運搬車 3. 大型、中型又は普通自動車免許者で昭和 49 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用若しくは解体用)の運転の業務経験が 3 カ月以上有する者。 4. 大型、中型又は普通自動車免許者で平成 2 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が 3 カ月以上有する者。 5. 大型、中型又は普通自動車免許者で平成 2 年 9 月 30 日までに最大積載量 1t 以上の不整地運搬車の運転の業務経験が 3 カ月以上有する者。 6. 不整地運搬車運転技能講習修了者。 <p>次の各項目のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 次のいずれかの特別教育を修了し 6 カ月以上運転の業務経験を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・3t 未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用若しくは解体用) ・最大積載量 1t 未満の不整地運搬車 2. 昭和 49 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)の運転の業務経験が 6 カ月以上有する者。 3. 平成 2 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(解体用)の運転の業務経験が 6 カ月以上有する者。 4. 平成 2 年 9 月 30 日までに最大積載量 1t 以上の不整地運搬車の運転の業務経験が 6 カ月以上有する者。 <p>車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者。</p>	<p>学科 5 時間、実技 5 時間</p> <p>学科 9 時間、実技 5 時間</p> <p>学科 13 時間、実技 5 時間</p> <p>学科 4 時間、実技 2 時間</p>
3t以上の車両系建設機械(解体用)運転	<p>次の各項目のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3t以上の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)技能講習修了者。 ・建設機械施工技術検定のうち、1 級合格者で実技においてトラクター系を選択した者及び 2 級の第 1 種若しくは第 3 種の合格者。 <p>建設機械施工技術検定のうち、1 級合格者で実技においてトラクター系若しくはショベル系を選択しなかった者及び 2 級の第 4 種若しくは第 6 種の合格者。</p> <p>次の各項目のいずれかに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大型特殊自動車免許を有する者。 2. 大型、中型又は普通自動車免許者で平成 2 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(解体用)について 3 カ月以上の作業経験を有する者。 3. 大型、中型又は普通自動車免許者で平成 2 年 9 月 30 日までに最大積載量 1t 以上の不整地運搬車について 3 カ月以上作業経験を有する者。 4. 大型、中型又は普通自動車免許者で下記のいずれかの特別教育を修了し、3 カ月以上作業経験を有する者。 <ul style="list-style-type: none"> ・3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用若しくは解体用) ・最大積載量 1t 以上の不整地運搬車 5. 不整地運搬車運転技能講習修了者。 <p>次の各項目のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3t未満の車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)特別教育修了者で平成 2 年 9 月 30 日までに 6 カ月以上の作業経験を有する者。 2. 平成 2 年 9 月 30 日までに 3t 以上の車両系建設機械(解体用)について 6 カ月以上の作業経験を有する者。 3. 平成 2 年 9 月 30 日までに最大積載量 1t 以上の不整地運搬車について 6 カ月以上の作業経験を有する者。 	<p>学科 2 時間、実技 1 時間</p> <p>学科 4 時間、実技 4 時間</p> <p>学科 7 時間、実技 4 時間</p> <p>学科 11 時間、実技 4 時間</p>

